

第5期 第5回川口市自治基本条例運用推進委員会

次 第

日 時 : 平成26年7月1日(火)午後6時30分から

場 所 : 中央ふれあい館 特別会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 答申素案について

3 そ の 他

4 閉 会

答申素案

平成26年 7月 日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市自治基本条例運用推進委員会
委員長 齋藤 友之

川口市自治基本条例の見直しの可否について・川口市自治基本条例運用推進委員会の在り方
について
(平成26年答申)

平成24年12月26日付 川総政発第44号をもって諮問を受けた、川口市自治基本条例の見直しの可否について、及び川口市自治基本条例運用推進委員会の在り方について審議した結果を、下記のとおり答申いたします。

一 はじめに

川口市自治基本条例運用推進委員会（以下、本委員会という。）は、川口市自治基本条例（平成21年4月1日施行。以下、自治基本条例という。）の見直しの可否、本委員会の在り方についての2つの諮問事項について、平成24年12月26日から現在まで、13回にわたり委員会を開催し、調査・審議したうえで以下のような結論を得ました。

二 自治基本条例の見直しの可否について

自治基本条例は、条例の制定までに240回という会議を重ね、多くの市民の参加を得て策定したものであり、その理解を深めるため、条例策定に携わった学識者と公募市民の元策定委員、さらに当時の事務局担当職員の計3名をゲストスピーカーとして招き、策定のプロセス及び審議内容を確認したうえで議論した結果、現時点では条文について見直しの必要はないとの結論を得ました。

その主な理由としては、自治基本条例で別に定めるとしていた市民参加及び市民との協働に関する個別条例が平成24年4月に、市民投票に関する個別条例が平成25年4月にそれぞれ制定され、自治基本条例の体系がすべて整った運用としてはまだ日が浅いこと、自治基本条例の条文そのものには特段改正する条項はないこと、が挙げられました。

三 本委員会の在り方について

本委員会の在り方については、当初、役割が明確ではないという意見を受けての議論の中で、川口市自治基本条例運用推進委員会条例（以下、委員会条例という。）第2条に列挙されている所掌事務そのものが諮問されたため論点や着地点が見出しにくいという意見や、諮問事項以外にも独自の提案等ができないかといった意見をはじめ、多くの意見が出されました。

しかし、議論が進むうちに、委員会条例第2条に列挙されている所掌事務を変更する必要は特段ないことが確認され、まずは、1年ごとに委員の半数が入れ替わる制度を改めることや、答申するまでの期間、会議の頻度といった本委員会の運営の仕方を整えることにより、本委員会での議論が深まるようにすることが重要であるとの考えに至りました。

その結果、以下のような結論を得ました。

●委員会の形式について

1年ごとに委員の半数が入れ替わる制度については、1年かけて議論し方向付けたことを、新たな委員が理解するのに時間がかかり、実質的な審議に加わりにくいなどのデメリットが大きいため、本委員会で議論を深めるうえで障壁となっています。そこで、この障壁を取り除き、より深い議論をするためには、委員会の形式として、委員全員の就任時期をそろえるべきである、と考えます。

●委員の任期について

次に、今回の諮問のような条例の見直しの可否を検討するためには、自治基本条例が理念的な性質を持つものであることから、その評価には一定の運用期間が必要であると考えます。そのため、じっくりと充実した議論の必要性、諮問及び会議運営の柔軟性を確保する観点、さらには、市長及び議員の任期が4年であることも踏まえ、委員の任期を4年とすることが妥当と考えます。

以上の点から、本委員会の在り方についての改善を図るため、委員会条例第5条第1項「委員の任期は、2年とし、1年ごとにその半数を改嘱する。」を「委員の任期は4年とする。」に改正することを提案します。

四 おわりに

本委員会の在り方の議論において、例えば、自治基本条例の市民への周知ということの本委員会の主たる役割としてはどうかとの意見や、諮問事項に関連ない派生する諸課題を本委員会が自ら見出し、それについて提言することができるように本委員会の役割・機能を拡充することが適当ではないかとの意見等も出されました。

これらは、市民目線からの自治基本条例の運用推進を図る上で本委員会の在り方にかかわる重要な意見ですので、それらの意見も踏まえつつ、今後議論を進めたいと考えます。

以上